

## 個人質問について

(教育部 学校教育課、健康福祉部 社会・障がい福祉課)

質問題名 野洲養護学校の安全性について 質問番号 No.10-2

質問事項 ①草津養護・野洲養護等に何名通学しているか 質問議員名 田村 隆光

②養護学校施設の立地条件

③養護学校施設の設置基準

④将来的な施設計画

⑤児童生徒が居住する自治体の定期的な協議の場は？

⑥卒業生の就職支援策について

答弁者 教育部長

続きまして、2番目の県立野洲養護学校の安全性は担保できるのかについてのご質問にお答えします。

1点目の「草津養護学校ならびに野洲養護学校に通学している児童生徒数」ですが、平成25年5月1日現在、草津養護学校には中学部の生徒が8名、野洲養護学校には小学部32名、中学部9名の合計49名が通学しています。

また、他の特別支援学校等への通学の状況ですが、滋賀大学教育学部附属特別支援学校には中等部1名、県立盲学校には中等部1名、県立聾話学校には小学部4名、守山養護学校には小学部3名が通学しています。

2点目の「立地条件」についてですが、安全性については検討され、建設されたものと考えています。

3点目の「養護学校施設の設置基準」についてですが、小中学校におきましては国の基準が定められていますが、養護学校におきましては、障害の種別や移動手段として車いす、ストレッチャーの使用等個々により状況が異なるため、一律の基準は定められていないということです。

4点目の「将来的な計画性」についてですが、県教育委員会では昨年10月、特別支援学校における児童生徒増加への対応策を示され、子ども達の学習の場を確保できるようその対策を進めていただいていると考えています。

5点目の「児童生徒が居住する自治体の定期的な協議の場」についてですが、毎年度初めに、野洲養護学校に通学している児童生徒が居住している市教育委員会の担

当者、発達支援室担当等が集まり、野洲養護学校と通学している児童生徒の情報交換や就学予定の児童生徒等の状況等について話し合う場は設定されていますが、自治体間同士の定期的な協議の場は設けられてはおりません。

6点目の市における卒業後の就労支援についてですが、養護学校が中心となり、高等部在学中から実習を重ねながら本人に合った就労先を決定していくこととなります。市では、養護学校などと連携しながら、進路調整会議への参加や情報提供を行っています。平成24年度本市の高等部卒業生は7名で、進路先としましては、作業所での就労となっています。

市は、これら特別支援学校卒業生の進路先確保などを目的として、昨年度市内の生活介護事業所を対象に、「障害福祉サービス事業所等整備事業補助金交付要綱」に基づく施設改修費の補助を行いました。